

質問に対する回答書

件名) 関越自動車道 高崎管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P7	9-2に、前橋地区付加車線の工事着手時期が記載されていますが、先行工事が完全に終了していると考えてよろしいでしょうか。もしくは、部分引き渡しで延長的に分割された箇所の工事着手になるのでしょうか。	前橋地区付加車線区間における先行工事が完全に終了しているものとお考えください。
2	設計図 91/116	岡之郷橋(上り線)の右側詳細図について、床版防水工Cとの記載がありますが、床版防水工Bではないでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	前橋地区付加車線設計図 1/47	付加車線の路面切削工Cを施工する箇所について、交通規制工、交通保安要員が計上されていません。設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。もしくは仮設防護柵撤去後、カラーコーンを常設で設置し規制はしないのでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
4	前橋地区付加車線設計図 19/47	STEP. 6の横断図より、防護柵工は舗装工終了後の施工と考えます。したがって、防護柵工にはコア削孔費が含まれると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。
5	上里SAの施工について	上里SAの各STEPの施工について、週末及び休日は休工となりますが規制材を存置した状態で開放してもよろしいでしょうか。また、施工箇所によって可能の箇所、不可の箇所がありますか。(例えば歩道部と駐車場拡幅部は規制可だが、舗装改良箇所は週末開放する等)	特記仕様書P 6.8-4(4)に記載の規制可能時間帯において規制を実施する以外に規制材を存置することはできません。
6	上里SAの路面標示工数量について	図面番号P28、路面標示工平面図(1) 数量表と【参考図】施工Step図 P48~P84の内(路面標示工)数量を計算すると数量が合いません。どちらを採用すればよいのでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。